# 愛知県がん対策推進計画アクションプラン

~愛知県がん対策推進計画を推進するための愛知県の主な取組~

平成22年3月



## 愛知県がん対策推進計画アクションプランについて

がん対策基本法(平成18年法律第98号)第11条の規定に基づき、本県では、平成20年3月に「愛知県がん対策推進計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

本県では、この計画に基づき、がん対策を進めているところですが、平成21年3月18日付け健総発第0318002号厚生労働省健康局総務課長通知(以下「通知」という。)により、計画に記載されている施策のうち、「がん医療」、「たばこ対策」及び「がん検診」に係る3つの取り組みについては、特に都道府県が主体となって取り組むことが必要不可欠な分野であることから、当該取組のための具体的な対処方針を「がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組」として作成することが推奨されました。

本県においても、がん対策のより一層の推進を図るため、計画の目標の達成に向け、県を始めとする実施主体が何を実施していくか、 計画を分かりやすく整理するかたちで、愛知県がん対策推進計画アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を作成しま した。

# アクションプランの構成について

アクションプランでは、通知に基づき、計画に記載されている施策のうち、「がん医療」、「たばこ対策」、「がん検診」に係る3つの 取組について、目標を達成するための実施主体別の取組を明確にし、取組に対する実施状況を年度ごとに記載しています。

また、取組に対する評価のために、目標到達の評価指標及び指標の把握方法を定め、年度ごとに目標達成の度合いを測ります。なお、年度ごとの取組に対する実施状況及び評価指標は、順次記載していき、計画及びアクションプランの評価に利用していきます。

# アクションプランの評価等について

アクションプランの進捗状況については、計画の達成状況とともに、生活習慣病対策協議会がん対策部会に報告し、評価をします。 なお、アクションプランは、その進捗状況及び計画の達成状況により適宜見直しますが、平成22年度をチェックポイントとしてアクションプラン全体を見直し、平成25年度以降の新たな計画につなげて行きます。

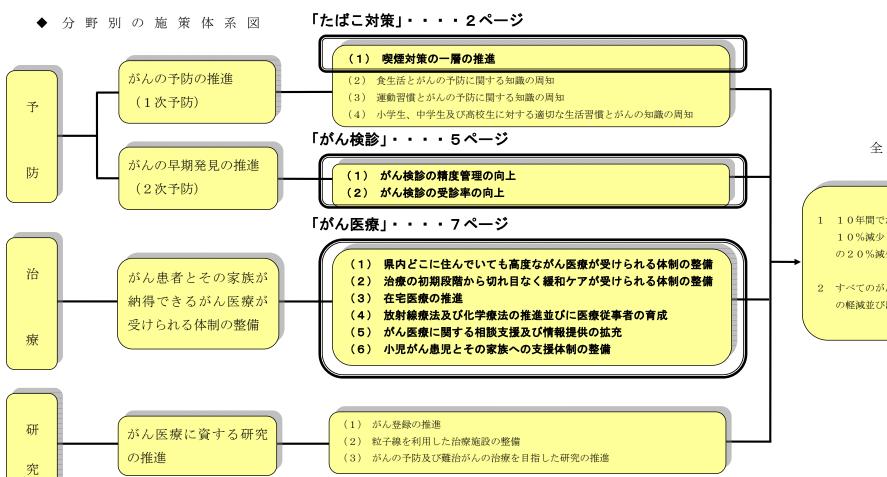
### 愛知県がん対策推進計画の施策体系図

#### 《基本方針》

- 1 予防と治療と研究の各分野にわたるがん対策の先進県を目指す
- 2 県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制づくりを推進する
- 3 がん患者やその家族の方々の視点に立ったがん対策を実施する

#### 《重点的に取り組む施策》

- 1 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成
- 2 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- 3 がん登録の推進



### 全体目標

- 1 10年間でがんの年齢調整罹患率の 10%減少とがんの年齢調整死亡率 の20%減少
- 2 すべてのがん患者及びその家族の苦痛 の軽減並びに療養生活の質の維持向上

# がん対策にかかる関係者の役割

愛知県がん対策推進計画において、関係者の役割は大きく次のとおり定められています。

□ がん対策の実施にあたり、がん対策基本法に基づき、国を始めとする関係者との連携を図りつつ施策を実施するとともに、がんの予防や早期発見、がん医療に関する正しり知識の普及や情報の収集と分析を行い、必要な情報を集民が入手できるような報に努めます。 □ 愛知県がん診療連携協議会等を活用して、医療機関との連携・情報交換を進め、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携を働きかけます。 □ がん医療の進展に資する研究のさらなる推進、人材の育成や確保並びに資質の向上に必要な施策を講するとともに、人材の育成に必要な研修に参加しやすい環境や制度の整備に自ら率先して取り組むよう努めます。 □ 地域が必要など見が実施主体となっている事業については、関係機関との連携を図りつつ、その売実を図ります。 □ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 □ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 □ 原及が市町村が実施する耐寒に関してがんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう努めます。 □ 原及が市町村が実施する勘療に必要が協力をするとともに、がん患者に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の書及に努めます。 □ 県及び市町村が実施する勘療に必要が協力をするととも、が、患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を機性できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているが心医療を間する情報の提供に努めます。 □ 医療健事者の役割 □ 原及び市町村の厳策に関うでより突めます。 □ 原及び市町村の厳策に関かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めます。 □ 県及び市町村の厳策に関かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。 □ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的投続に基づく検診を実施します。 □ 外保険者及び被状養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識を持つて、がんの予防に必要な注意を払うようにするともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。 □ 保険者の役割 □ 被保険者の役割 □ 被保険者の役割 □ 体が必要な対します。 □ 中域のより等のは、大き管理のは、大きを指さまらにあたっては、特別管理の向上に努めます。 □ 実におじて対し機能を受けるともに、必要に応じてもともに、必要に応じて自も検極的に集らもよう努めます。 □ 保険者の役割		
<ul> <li>駅の役割</li> <li>● 愛知県がん診療連携協議会等を活用して、医療機関との連携・情報交換を進め、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携を働きかけます。</li> <li>● がん医療の進展に資する研究のさらなる推進、人材の育成や確保並びに資質の向上に必要な施策を講ずるとともに、人材の育成に必要な研修に参加しやすい環境や制度の整備に自ら率先して取り組むよう努めます。</li> <li>● 地域がん登録など県が実施主体となっている事業については、関係機関との連携を図りつつ、その充実を図ります。</li> <li>市町村の役割</li> <li>● 原と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 原と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 医療機体団体の役割</li> <li>● 医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び中町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる所修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の特及に努めます。</li> <li>● 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる所修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の特及に努めます。</li> <li>● が、心診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族が必要としているがん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>● 医療従事者の役割</li> <li>● 原及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>● 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>● 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。</li> <li>● 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。</li> <li>● 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的検診機関の役割</li> <li>● 保険者の役割</li> <li>● 機成び時である施策に協力するとともに、がん検診を実施する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 使用食器であるときるに、運動をとめる要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者を関するといりは表であるといいでが人検診を受けるように気をつけます。</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者として、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響がんに関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● 要保険者の役割</li> <li>● を保険者とび被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● 要保険者の行動にあるいので表がして関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>● を終めるといてびがんを終めを受けるように表するともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をあるときない、ののでは、またが、といいのでは、とい</li></ul>		に、がんの予防や早期発見、がん医療に関する正しい知識の普及や情報の収集と分析を行い、必要な情報を県民が入手で
おの育成に必要な研修に参加しやすい環境や制度の整備に自ら率先して取り組むよう努めます。 ○ 地域がん登録など県が実施主体となっている事業については、関係機関との連携を図りつつ、その充実を図ります。 ○ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 ○ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 ○ 原と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 ○ がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう多めます。 ○ 医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療と提供に資する知識や技術の普及に努めます。 ○ 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。 ○ がん診療連携拠点病院は県と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。 ○ 医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。 ○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。 ○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。 ○ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。 ○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。 ○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。 ○ 奥塚、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。 ○ 喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。 ○ 喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識を持つて、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように関する正しい知識を持つて、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。 ○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積	県の役割	○ 愛知県がん診療連携協議会等を活用して、医療機関との連携・情報交換を進め、がん診療連携拠点病院と地域の医療機
□ 地域がん登録など県が実施主体となっている事業については、関係機関との連携を図りつつ、その充実を図ります。 □ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。 □ がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう努めます。 □ 医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。 □ 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がル患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がル患者とその家族が必要としているがん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。 □ 原及び市町村の施策に協力するよう努めます。 □ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。 □ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。 □ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。 □ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。 □ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。 □ 検除者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。 □ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及に努めます。 □ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。 □ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積		○ がん医療の進展に資する研究のさらなる推進、人材の育成や確保並びに資質の向上に必要な施策を講ずるとともに、人
<ul> <li>市町村の役割</li> <li>○ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう努めます。</li> <li>○ 医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。</li> <li>○ がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族が必要としているがん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>○ 医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 大保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		材の育成に必要な研修に参加しやすい環境や制度の整備に自ら率先して取り組むよう努めます。
<ul> <li>市町村の役割         <ul> <li>がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう努めます。</li> <li>医療機関できるよう努めます。</li> <li>医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。</li> <li>がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を果とともに推進するよう努めます。</li> <li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>「関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> </ul> </li> <li>医療保険者の役割         <ul> <li>被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul> </li> </ul>		
<ul> <li>所要の予算が確保できるよう努めます。</li> <li>医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。</li> <li>がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>医療保険者の役割</li> <li>被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		○ 県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めます。
<ul> <li>医療機関の体の役割         <ul> <li>医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族に必要としているがん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>「県及び市町村の施策に協力するよう努めます。」</li> <li>「県及び市町村の施策に協力するよう努めます。」</li> <li>「県及び市町村の施策に協力するよう努めます。」</li> <li>「関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。」</li> <li>「県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> </ul> </li> <li>医療保険者の役割         <ul> <li>被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>「喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul> </li> </ul>	市町村の役割	○ がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、
<ul> <li>医療機関の役割</li> <li>で必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>○ 医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 原及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 要煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 専生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
<ul> <li>で必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に貸する知識や技術の普及に努めます。</li> <li>● 県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。</li> <li>○ がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>○ 医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 集及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>	   医療関係団体の役割	
<ul> <li>医療機関の役割</li> <li>供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めます。</li> <li>がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>医療保険者の役割</li> <li>破保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
<ul> <li>医療機関の役割         <ul> <li>ぶん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> </ul> </li> <li>医療保険者の役割         <ul> <li>破保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul> </li> </ul>		
<ul> <li>療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。</li> <li>○ 医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 原及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めます。 <ul><li>医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めます。</li><li>県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li><li>がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li><li>県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li><li>医療保険者の役割</li><li>破保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li><li>喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及に努めます。</li><li>・ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li><li>・ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li></ul>	医療機関の役割	
<ul> <li>ます。</li> <li>□ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>□ がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>□ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>□ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>□ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>□ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
<ul> <li>医療従事者の役割</li> <li>○ 県及び市町村の施策に協力するよう努めます。</li> <li>○ がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>○ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
<ul> <li>医療従事者の役割         <ul> <li>がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。</li> <li>・ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。</li> </ul> </li> <li>医療保険者の役割         <ul> <li>・ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>・ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>・ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul> </li> </ul>		
は関する知識について研修等を通じて習得するよう努めます。  □ 県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施します。  □ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。  □ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。  □ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積		
検診機関の役割	医療従事者の役割	
<ul> <li>検診機関の役割 根拠に基づく検診を実施します。</li> <li>医療保険者の役割 ○ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		
<b>医療保険者の役割</b>	検診機関の役割	
<ul> <li>・ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。</li> <li>○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積</li> </ul>		根拠に基づく検診を実施します。 
<b>県民の役割</b>	医療保険者の役割	○ 被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めます。
<b>県民の役割</b> ○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積		○ 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注
○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて目ら槓		意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけます。
極的に集めるよう努めます。	木八ツ収削	○ 生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積
		極的に集めるよう努めます。

# 「たばこ対策」

# 1 がんの予防の推進に関する取り組み (1) 喫煙対策の一層の推進

事業内容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
					・啓発用パンフレットに ・喫煙に関する知識の普	よる広報活動の充実 存及や健康教育の充実強化									
				行 政	<ul><li>・女性の喫煙に関する シンポジウムの開催(県)</li><li>・リーフレット、ボールペン等啓 発資材配布(県)</li></ul>	・特定保健指導における禁煙指導についての 研修会を開催	・がんのホームページに喫 煙によるがんのリスク を掲載								
成人に対して喫煙習慣 が健康に与える影響に	成人の喫煙 率	成人の喫煙 率半減	平成	県民	・喫煙の健康影響に対す	る正しい知識を持つ									
ついての情報の普及・ 啓発を図る	男性 37.5% 女性 11.0%	男性 18.7% 女性 5.5%	22 年 度	医療保険者	・被保険者・被扶養者に対	して、喫煙に関する正しい	知識の普及に努める								
合用を図る	女庄11.0/0	女性 5.5%		EZ/KVKIK II	・特定保健指導において	Ⅰ 〔、必要な者に対して禁煙됨	I 指導を実施								
	(平成 16 年 「生活習慣			評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
	関連調査」)			○成人の喫煙率 【指標把握方法】 ・生活習慣関連調査	_										
事業内容	現状	日輝	期	<b>主体</b>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
3- X-13-41	91 1/1	日 保 限	主体	・啓発用パンフレットに		1 1 1 2 1 1 2	1 10 1 10	1,000 1 100							
未成年者に対しては、 学校での教育が重要で あることから、子供た ちに最初の1本を吸わ	未成年者の			未成年者の 飛							行 政	・小中高の教職員、地域保健担当者を対象に禁煙指導講習会を開催・保健所、市町村保健センターと協力し、学校に出向き防煙教育を実施	・養護教諭、地域保健 担当者を対象に禁煙指 導講習会を開催		
せないよう教育委員会 とも連携し義務教育の	喫煙率 男子 6.7%	喫煙率   0%	22 年	県 民	・喫煙の健康影響に対す	る正しい知識を持つ									
間に重点的にたばこが健康に与える影響の知	女子 4.5%	度 _	度	医療保険者	・被保険者・被扶養者に対	対策で、喫煙に関する正し	い知識の普及に努める								
識の周知を図る	(平成 16 年			評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
	「生活習慣関連調査」)		<ul><li>○未成年者の喫煙率</li><li>【指標把握方法】</li><li>・生活習慣関連調査</li></ul>	_											

事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
						場所における禁煙、分煙を 及員と連携をとり、地域で 施施設数を増加			
禁煙エリアの拡大や一					· 受動喫煙防止対策実施	     直施設認定施設について、ホ			
部タクシーの禁煙化な ど禁煙地域・禁煙空間 に対する県民の理解を 好機ととらえ、民間事	受動喫煙防止対策実施施設認定数4.245施設	策実施 認定数 5 施設	平 成 22 年	行 政		・受動喫煙防止対策実施医療機関調査の実施 ・飲食店受動喫煙防止対策実施状況調査の実施			
業者を含め、受動喫煙	,		度	県民	・喫煙の際には受動喫煙	更の防止に心がける である。			
防止対策を一層推進する	(平成 19 年 12 月現在)								
				評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				○受動喫煙防止対策 実施施設認定数	4,926 施設 (平成 20 年度末現在)				
		Ι	期	1					
事業内容	現状	目標	限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
					・禁煙希望者のニーズに	に応じた禁煙サポート体制の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の整備		
				行政	・禁煙治療保険適用医	療機関をホームページで情	<b>青報提供</b>		
禁煙希望者に対する禁	禁煙支援プログラムを			112		・「禁煙治療実施機関」 「禁煙支援実施機関」 ステッカー作成及び配布			
煙サポートを充実さ せ、市町村や医療機関	提供する市		平成	県民	・禁煙希望者は、禁煙に	チャレンジする			
など身近なところで禁	町村の割合 27.6%	100%	22 年 度	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
煙支援を受けられる体制を推進する (厚生労働省「喫煙対策実施状況調査(愛知県)」)	<ul><li> 生 労 働</li><li>「喫煙対 実施状況 査 (愛知</li></ul>		○禁煙支援プログラ ムを提供する市町村 の割合 【指標把握方法】 ・喫煙対策実施状況 調査	_					

事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
14 拠点病 がん診療連携拠点病院 院のうち				県	・敷地内禁煙実施への調整				
	全てのがん 診療連携拠	平成	医療機関 (拠点病院)	・がん診療連携拠 点病院に対し、敷 地内禁煙の実施を 働きかける					
については、率先して 敷地内禁煙を実施する	10 病院で 実施	点病院の敷	20 年 度	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(平成 20 年 2 月現在)	地内禁煙	度	○敷地内禁煙を実施 している拠点病院の 数 【指標把握方法】 ・現況調査書	全てのがん診療連携拠 点病院(14病院)で敷 地内禁煙を実施				

# 「がん検診」

## 2 がんの早期発見の推進に関する取り組み

(1) がん検診の精度管理の向上

(1) がん検診の精度管	壁の同上	1				1	T			
事 業 内 容	現状	目標	期 限		主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
生活習慣病対策協議会がん対策部会精度管理委員会及び国からの情報提供と支援を行う	県からの 情報提供	全ての市町 村のお後 が 大 が 大 が を 管理 の 実施	平成24年度	THE STATE OF THE S	県 市町村 倹診機関 評価指標	・国からのがん検診の実施・がん検診従事者講習会をいかん検診従事者講習会をいたがん検診従事者講習会をがん検診従事者講習会を持たがの項目をいたがの項目をいたが、検診従事者講習会をいた検診従事者講習会をいた。	他に関する情報を市町村に を開催する 会開催 の開催 を含め、がん検診実施機関	・検診機関等に対してがん検・市町村におけるがん検・ 市町村におけるがん検と委託契約を締結する	診精度管理委員会の結	果を情報提供する
	実施		業評 いる合 【指標	度管理と事 価を行って 市町村の割 標把握方法】 町村照会によ	_					

### (2) がん検診の受診率の向上

事 業 内 容	現状	目標	期 限		主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
						・がん検診の普及啓発事業	<b>美を実施する</b>	l		
	胃がん 16.9% 肺がん			行	県	・がん予防展開催 ・がん講演会開催 ・啓発資材の配布	・がん検診啓発 (街頭でティッシュ配布) ・「女性の健康づくり応」 援フェア」開催 ・啓発リーフレット作成、配布	がんに関するホームページを ・職域等を含めた受診率相 (H22 調査実施)		受診を啓発する
広報及びインターネッ	35.2%			政		・市町村広報及びホームへ ・がん検診に必要な予算の	ページにより、がん検診を周	知する		
トなどを活用し、がん	大腸がん 25.3%	受診率	平成		市町村	・がん検診の周知	<ul><li>女性特有のがん検診推 進事業の実施</li></ul>			
検診の周知を図る。また、市町村は受診率の	乳がん 18.2%	安診率 50%以上	24 年 度	À	県 民	・適切な時機にがん検診を	ど受けるように努める			
	子宮がん 22.6% (平成 17 年 度「地域保 健・老人保 健 事 業 報		~	評	価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				【指標	検診受診率 把握方法】 増進事業報 町村)	胃がん 17.0% 肺がん 34.8% 大腸がん 25.8% 乳がん 12.6% 子宮がん 22.3%	胃がん 16.9% 肺がん 34.1% 大腸がん 26.0% 乳がん 13.8% 子宮がん 22.4%			
	告」)			・事業所調査等に よる		(平成 18 年度「地域保健・老人保健事業報告」)	(平成 19 年度「地域保健・老人保健事業報告」)			
	1	T-				T		<b>.</b>		
事 業 内 容	現状	目標	期限		主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
						・受診率向上策に関する気	た進的な事例や、効果をあけ	でいる事例を市町村に紹介	する	
				行	県	・がん検診担当者会議を 開催				
未受診者や年齢で区切った節目検診の実施な		全ての市町村において実情に応じ	平成	政	市町村	・がん検診の受診を促すが	室する方法を検討し、未受診 ため、年齢で区切った節目検 された人に対して、精密検査	診などの実施方法を検討す		
ど市町村の実情に応じ	各市町村に	た未受診者	24	割	価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
を市町村の実情に応じ た個別勧奨策の実施に 努める	おいく実施	いて実施	等への個別 度 勧奨策を実		別勧奨を行 いる市町村	(参考) 個別通知等、何らかの形 で個別受診勧奨をして いる割合	(参考) 個別通知等、何らかの形 で個別受診勧奨をして いる割合			
					評把握方法】 対照会によ	46.7% (名古屋除く) (平成 19 年度がん検診結 果報告 補足調査)	46.7% (名古屋除く) (平成 20 年度がん検診結 果報告 補足調査)			

# 「がん医療」

## 3 がん患者とその家族が納得できるがん医療が受けられる体制の整備に関する取り組み

(1) 県内どこに住んでいても高度ながん医療が受けられる体制の整備

事業内容	現状	目標	期四	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		     隣接医療圏	PK	県	・がん診療連携拠点病院(・がん診療連携拠点病院)				
県内どこに住んでいて	拠点病院数 14 病院	でカバーする場合も含	平成	医療機関	・がん診療連携拠点病院の	の指定要件の達成			
も高度ながん医療が受 けられるよう、拠点病	(平成 20 年	め全ての2 次医療圏に	22 年	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
院の整備を進める	2月8日現 在) ※医療圏数11	概ね1か所 程度の拠点 病院の整備	度	○拠点病院数 【指標把握方法】 ・拠点病院指定数	1 4病院	14病院			
事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				県	・がん診療連携拠点病院の ・愛知県がん診療連携協議	の運営への支援 義会及び部会開催への支援			
				評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国とも連携し、がん診療連携拠点病院の運営 にあたっての支援のあ り方を検討する	県支援 12 病院 (国支援 2 病院)	拠点病院の 運営にあたり必要を行う	平 成 24 年 度	○がん診療連携 拠点病院機能強 化事業費補助金 額 【指標把握方法】 ・がん診療連携拠 点病院機能強化 事業費補助金予 算額	143,000千円 (11病院 がんセンタ ー中央病院を除く)	187,000千円 (11病院 がんセンター中央病院を除く)			

事業内容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
				県	・愛知県がん診療連携協調	義会 地域連携クリティブ	カルパス部会への支援				
				医療機関 (拠点病院)	・愛知県がん診療連携協議		カルパス部会における5大がんの 拠点病院におけるクリティカバ		<b>食討</b>		
全ての拠点病院で5大		全ての 切り ちゅう かい が	平	医療関係団体		·	地域の医療機関の地域連携クリ	プティカルパスへの協力	ל		
がんに関する地域連携 クリティカルパスの整			成 24 年	患者			地域連携クリティカルパスに基	■ 基づき通院治療を行う ■			
			度	評価指標  ○地域連携クリティカルパスを整備している拠点病院の数およびがんの種類 【指標把握方法】・現況報告書	平成20年度  連携協議会 地域連携別 ティカルパネ部会で県内統一 パスの作成を検討	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
事業内容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
			PIX	県	・がん診療連携拠点病院の運営への支援						
がん患者の病理診断、				医療機関 (拠点病院)	・所属医師の日本病理学会	会認定病理専門医取得へ	の配慮				
病期の決定、予後の推定及び治療方法の選択	日本病理学 会認定病理 専門医の複	全ての拠点	平	医療従事者	・がん医療に関する知識に	こついて研修等を通じて	取得するよう努める				
等がんの診断と治療に 重要な役割を果たして 14 拠	14 拠点病院	病院に病理 専門医を複	成 24 年	医療関係団体	・団体の構成員に対して必	必要と思われる研修等の	実施を通じてがん医療の提供に	資する知識や技術の普	及に努める		
いる日本病理学会認定	のうち 9病院	数配置	度	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
病理専門医の配置を促 進する	(平成 20 年 2 月現在)	平成 20 年		○病理専門医を配置している拠点病院の数 【指標把握方法】 ・現況報告書	13 病院(14 病院中) (平成 20 年 11 月現在)						

### (2) 治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが受けられる体制の整備

事業内容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
がん医療に携わる全て		がん医療に 携わる全て	平	県	・がん診療連携拠点病院・がん診療連携拠点病院	の運営への支援 穿が行う緩和ケア研修実施へ	への支援		
の医師が緩和ケアに関する基本的知識を習得するための研修等の受	_	の医師が研 修等により 緩和ケアの	- 成 24 年 度	医療機関		等の緩和ケア研修会の開催 等が行う緩和ケア研修会への	)参加		
講を促す		基本的知識を習得する		医療従事者	・がん医療に関する知識し	こついて研修等を通じて習得	するよう努める		
全ての2次医療圏で、		全ての2次 医療圏にお		医療関係団体	・団体の構成員に対して	│ 公要と思われる研修等の実施 │	■を通じてがん医療の提供に ■を通じてがん医療の提供に	資する知識や技術の普	及に努める
緩和ケアの知識及び技		ける緩和ケ	平	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
能を習得した医師が増 えるよう、拠点病院を 中心に働きかける	- び技能を習得している がん医療の	び技能を習 得している がん医療の 医師数の増	成 24 年 度	○緩和ケア研修 受講者数 【指標把握方法】 ・緩和ケア研修修 了証発行者数	9 5 名 (平成 20 年度)	3 6 0 名受講予定 (平成 21 年 10 月現在)			
			期		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
事業内容	現状	目標	限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				県	・がん診療連携拠点病院の ・がん診療連携拠点病院の	の運営への支援 穿が行う緩和ケア研修実施へ	- -の支援		
		全ての2次 医療圏にお		医療機関		等の緩和ケア研修会の開催 等が行う緩和ケア研修会への	)参加		
全ての2次医療圏において、がん医療を行っ		いて、緩和 ケアチーム	76	医療従事者	・がん医療に関する知識に	こついて研修等を通じて取得	<b>するよう努める</b>		
ている医療機関に対して拠点病院を通じて緩	_	を設置して いる拠点病	平 成 24 年	医療関係団体	・団体の構成員に対して	► 公要と思われる研修等の実施	L Eを通じてがん医療の提供に	資する知識や技術の普	F及に努める
和ケアチームの設置を		院等がん診	度	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
促進する		療を行って いる医療機 関を複数整 備		○2 次医療圏ごとの緩和ケアチームを設置している医療機関の数 【指標把握方法】 ・病院への調査による	_				

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	日本看護協 会専門看護			県	・がん診療連携拠点病院の	)運営への支援			
	師 ・がん看護 14 拠点病 院のうち 1			医療機関 (拠点病院)	・所属看護師の日本看護協	協会専門看護師及び認定看該	<b>菱師取得への配慮</b>		
全てのがん診療連携拠	病院 日本看護協	全てのがん		医療従事者	・がん医療に関する知識に	こついて研修等を通じて取得	<b>計するよう努める</b>		
点病院に日本看護協会 が認定する緩和ケアに	会認定看護師・緩和ケア	点病院に緩 和ケアに係	平 成 24 年 度	医療関係団体	・団体の構成員に対して必	公要と思われる研修等の実施	を通じてがん医療の提供に 「	□ ご資する知識や技術の普	及に努める
係る専門看護師又は認 定看護師の配置を促進	14 拠点病 る専門看記院のうち 7 師又は認 病院 手護師 ま	る専門看護		評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
た 有 設 師 少 配 直 を 従 歴 する		看護師を配 置		○緩和ケアに係 る専門看護師又 は認定看護師を 配置している拠 点病院の数 【指標把握方法】 ・現況報告書	8 病院(14 病院中) (平成 20 年 11 月現在)				
事業内容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
			12	県	・がん診療連携拠点病院の	)運営への支援			
全てのがん診療連携拠	14 拠点病	全てのがん診療連携拠		医療機関 (拠点病院)	・診療報酬の緩和ケア加算	章施設基準を充足させる			
点病院に緩和ケア診療	院のうち	点病院に緩 和ケア診療	平 成 24	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加算を算定できる緩和 ケアチームの設置を促 進する	3 病院 (平成 20 年 2 月現在)	加算を算定 できる緩和 ケアチーム を設置	年度	○緩和ケア診療 加算を算定して いる拠点病院の 数 【指標把握方法】 ・現況報告書	3 病院(14 病院中) (平成 20 年 11 月現在)				

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
					・都道府県がん診療連携捜	L 処点病院での精神腫瘍医研修	会開催への支援		
		A 18 /		県		・精神腫瘍医研修会の開催(がんセンター中央病院)			
全てのがん診療連携拠 点病院の緩和ケアチー	14 拠点病 院のうち	全てのがん診療連携拠点病院の緩	平成	医療機関 (拠点病院)	・精神腫瘍医研修会への参	<b>参加</b>			
ムに精神腫瘍医を配置	医を配置 5 病院 <b>和ケア</b>	和ケアチー	22 年	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
できるよう研修会を開催する	(平成 20 年 2 月現在)	ムに精神腫 瘍医を配置	度	○緩和ケアチー ムに精神腫瘍医 を配置している 拠点病院の数 【指標把握方法】 ・現況報告書	6 病院(14 病院中) (平成 20 年 10 月現在)				
事業内容	現状	目標	期	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
¥ # 11 4	9L W	H 17K	限	県	・がん診療連携拠点病院の		1 IA 2 2 TIX	1 11/2 0 77/2	1 10.2 4 + 10.
全てのがん診療連携拠	1.4 世 上 庁	全てのがん 診療連携拠		医療機関 (拠点病院)	・緩和ケア外来設置への記	<b>周整</b>			
点病院に緩和ケア外来	14 拠点病 院のうち	点病院に緩 和ケア外来	平 成	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(ペインクリニックを 含む)の設置を促進す る (3	11 病院 (平成 20 年 2 月現在)	イインク リニックを 含む)を設 置	成 24 年度	○緩和ケア外来 (ペインクリニ ックを含む)を設 置している拠点 病院の数 【指標把握方法】 ・現況報告書	11 病院(14 病院中) (平成 20 年 11 月現在)				

### (3) 在宅医療の推進

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
放射線療法、外来化学				県			・在宅医療対応可能な医 療機関等を調査し情報 提供する		
	がん患者の意向を踏ま		医療機関	· 在宅療養支援診療所やま · 放射線療法、外来化学療					
療法及び緩和ケアを実 施できる体制の整備と	-	え住み慣れ た家庭や地 域での療養	_	医療関係団体	・在宅医療に携わる職種の	の人材を育成していく 			
訪問看護に従事する看 護師の育成を図る		攻での療養を選択できる患者数の 増加	<u> </u>	医療従事者	・情報提供、相談支援及び	 <mark>び薬局との連携など在宅医</mark> 	療を踏まえた療養支援を適切	に行っていく	
				評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				_					

#### (4) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
			病院で放射 泉療法及び 平 成	県	・がん診療連携拠点病院の	の運営への支援			
	全ての拠点 病院で放射			医療機関 (拠点病院)	・放射線療法及び外来化学	学療法の充実			
て放射線療法及び外来	て自院で実施	院で実 線療法及び 外来化学療		評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
化学療法を実施できる 体制の整備を促進する	化学療法を実施できる 体制の整備を促進する 病院)	法を実施できる体制の整備	年度	○放射線療法及 び外来化学療法 を実施している 拠点病院の数 【指標把握方法】 ・現況報告書	拠点病院全て自院で実 施 (14 拠点病院)				

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	放射線療法 部門 対象3病院	拠点病院の		県	・がん診療連携拠点病院の	)運営への支援					
		くとも、都道府県がん		医療機関 (拠点病院)	・放射線療法部門及び化学	学療法部門の充実					
	診療連携拠 点病院及び	平成	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
	特定に 大機 に た 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	年度	○放射線療法部 門及び化学療法 部門を設置して いる拠点病院の 数 【指標把握方法】 ・現況報告書	放射線療法部門 対象3病院のうち3病院 に 化学療法部門 対象3病院のうち3病院							
事業内容	現状	目標	期	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	日本放射線		限	県	・がん診療連携拠点病院の運営への支援						
	腫瘍学会認 定医 14 拠点病 院のうち 9	全ての拠点		医療機関 (拠点病院)	・所属医師の各認定医、専	<b>厚門医取得への配慮</b>					
	病院	病院に日本 放射線腫瘍		医療関係団体	・団体の構成員に対して必	公要と思われる研修等の実施	iを通じてがん医療の提供に	資する知識や技術の普	及に努める		
全ての拠点病院に日本 放射線腫瘍学会認定医	日本臨床腫 瘍学会がん 薬物療法専	学会認定医 及び日本臨	平	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
及び日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医又は日本がん治療認定医機構がん治療認定医の配置を促進する	門医 14 に 5	床が法は治機療配響等物医が定ん 海門本認が定とを療 又ん 医治を	- 成 24 年度	○日本放射線腫 瘍学会認床 学会 臨床 薬 マン 学会 神の といる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる で	日本放射線腫瘍学会認定 医 10 病院(14 病院中) 日本臨床腫瘍学会がん薬 物療法専門医又は日本が ん治療認定医機構がん治 療認定医 13 病院(14 病院中) (平成 20 年 10 月現在)						

事 業 内 容	現状	目 標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				県	・がん診療連携拠点病院の	)運営への支援			
会順 護) 14 全ての拠点病院に日本 院の	日本看護協 会専門看護 師(がん看 ::*)	<ul><li>ご門看護 全ての拠点 病院に日本 拠点病 看護協会が</li></ul>		医療機関 (拠点病院)	・所属看護師の日本看護協	品会専門看護師及び認定看護	師取得への配慮		
	14 拠点病 院のうち 1		る 隻 ん 配 来 室 学 認 平成24年度	医療関係団体	・団体の構成員に対して必	公要と思われる研修等の実施 「	を通じてがん医療の提供に	∥ 上資する知識や技術の普 ■	及に努める
看護協会が認定する専	が認定する専	門看護師		評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
門看護師 (がん看護) の配置又は外来化学療 法室にがん化学療法看 護認定看護師の配置を 促進する 日本看護閣会師 (がん化学療法看護) 14 拠点病院のうち病院	会認定看護 師 (がん化学 療法種点病 院のうち 5 病院 (平成 20 年	(がん看置 文は外来に 学療と が看護 はない ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。		○ おこれ では できます できます できます できます できます できます できます できます	外来化学療法室にがん化 学療法看護認定看護師を 配置 7病院(14病院中) (平成20年10月現在)				
事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
				県	・がん診療連携拠点病院の	)運営への支援			
	日本病院薬	全ての拠点		医療機関 (拠点病院)	・所属薬剤師の日本病院薬	<b>薬剤師会がん専門薬剤師取得</b>	への配慮		
全ての拠点病院に日本	剤師会がん 専門薬剤師	病院に日本	平	医療関係団体	・団体の構成員に対して必	公要と思われる研修等の実施	を通じてがん医療の提供に	資する知識や技術の普	及に努める
病院薬剤師会が認定す	14 拠点病院のうち 1	病院薬剤師     会が認定す	成 24	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
るがん専門薬剤師の配 置を促進する	病院 (平成 20 年 2 月現在)	<b>高院</b> るがん専門 平成 20 年 薬剤師を配	年度	○日本病院薬剤 師会が認定する がん専門薬剤師 を配置している 拠点病院数 【指標把握方法】 ・現況報告書	日本病院薬剤師会がん専門薬剤師 6 病院(14 病院中) (平成 20 年 10 月現在)				

事 業 内 容	現状	目 標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業内容 全での拠点病院に日本 放射線治療専門技師認 定機構放射線治療専門 技師及び放射線治療品 質管理機構放射線治療 品質管理士の配置を促 進する	現 日治師放専14院病 放品構療士14院病 平月本療認射門 の院 射質放品 柳う 成現 放専定線技拠う 線管射質 拠う 成現 銀技構療 病9 療機治理 病8 年	日 全病放専定線技射質放品をでに射門機治師線管射質配のに線技構療及治理線管置標 地日治師放専び療機治理		主体 県 医療病院 医療関係団体 要療病院 医療関係 事体 を 事体 を 事体 を 事体 を 事が を の を の を の を の を の を の を の を の を の を	<ul><li>・がん診療連携拠点病院の</li><li>・所属放射線技師の放射組</li></ul>	の運営への支援 泉治療専門技師及び放射線治	平成22年度 治療品質管理士取得への配慮 を通じてがん医療の提供に 平成22年度		
				【指標把握方法】 ・現況報告書	(平成 20 年 10 月現在)				

### (5) がん医療に関する相談支援及び情報提供の拡充

事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		隣接医療圏	1	県	・がん診療連携拠点病防	この運営への支援					
全ての2次医療圏にお	相談支援セ	談支援セ る場合も含	でカバーす る場合も含	亚	医療機関	・相談支援センターの裏	を備及び充実				
いて、拠点病院を整備し、相談支援センター	ンター 14 か所	めて全ての 2次医療圏	成 22	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
を整備できるよう努める	(平成 20 年 2 月現在)	において、	において、	において、		○相談支援センター を整備している医療	14 か所(拠点病院)				
				機関の数 【指標把握方法】 ・現況報告書							

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
14 拠点病 全ての相談支援センタ 院のうち					県	・がん診療連携拠点病院・がん対策情報センター	その運営への支援 その研修会の情報提供			
	全ての相談支援センタ		医療機関	・相談支援センターの整備及び充実						
ーにがん対策情報セン	10 病院で	0 病院で     策情報セン       定置     ターの研修       平成     24       年度     を修了した       平成     20年	策情報セン 成	成	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ターの研修を修了した 相談員を配置できるよ	配置		年	○がん対策情報セン						
う努める	(平成 20 年 2 月現在)			ターの研修を修了した相談員を配置して	12 病院(14 病院中)					
				いる相談支援センターの数	(平成 20 年 11 月現在)					
				【指標把握方法】 •現況報告書						

事 業 内 容	現状	目 標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		がんに関す		県	・国等が作成するがんに	   関するパンフレットを医療	   			
国等が作成するがんに 関するパンフレットを		るパンフレットの種類を増加さ	平 成 24 年 度	医療機関	・がんに関するパンフレ	イントをがん患者とその家が	族へ提供 			
拠点病院等と連携し、 患者とその家族が入手	4 種類	せ、全ての がん患者と		評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
できるよう努める	その家族が 入手できる ようにする	及								
	T	T	140		T	T	T			
事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				県		    -での研修会の情報提供	対する支援			
愛知県がん診療連携協 議会とも連携して、全 ての拠点病院が5大が	各拠点病院	全ての拠点 病院は5大	亚	医療機関 (拠点病院)	・院内がん登録の充実 ・患者の生存状況を把握	・院内がん登録の充実 ・患者の生存状況を把握				
んの5年生存率等患者	において対	がんの5年	24 年	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
が必要としている情報 応 提供を拡充するように 努める	応	生存率を公開	度	○ 5 大がんの 5 年生 存率を公開している 拠点病院の数 【指標把握方法】 ・病院への調査	1 病院(14 病院中) (平成 20 年 10 月現在)					

事 業 内 容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
					・相談窓口のリーフレットの作成及び配布					
相談支援センターやが ん患者会などがんの相 談窓口を紹介するリー フレットを作成し、拠 点病院等に配布する		がんの相談 窓口やがん 患者の支援 活動を行っ ている団体	平	県	・相談支援センター紹 介リーフレットの作成 及び配布	・相談支援センター紹 介リーフレットの配布				
	_		成 24 年 度	医療機関	・相談窓口のリーフレットの提供					
		を紹介する	及	評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		トの作成		_						
		_								
事業内容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				18 +-m-r-4-1	・患者同士が交流できる・患者会に対する支援	場所の整備の検討				
				<b>退</b> •击町村	温·日五(三)(7) 电火板					
				県・市町村	・名古屋市が、がん患者サロンを開設					
相談支援センター以外 に患者の立場で対応で		患者同士が	平 4	県・市町村医療機関	・名古屋市が、がん患	s y				
に患者の立場で対応で きる相談窓口や患者同 士が交流できる機能を 有した場所の整備を図	_	患者同士が 交流できる 場所の整備	平成24年度		・名古屋市が、がん患者サロンを開設					
に患者の立場で対応で きる相談窓口や患者同 士が交流できる機能を	_	交流できる	成 24 年	医療機関	・名古屋市が、がん患者サロンを開設  ・がん患者団体との連携		平成 2 2 年度	平成23年度	平成24年度	

#### (6) 小児がん患児とその家族への支援体制の整備

事業内容	現状	目標	期 限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
					・連携体制の検討					
				県	・医療機関に対する復 学支援の実態調査の実	・医療関係者への復学 支援に関する研修会の	・教員に対して、復学支	援に関する研修の場を	設ける	
					施	実施 ・ 患児 (家族) への実態調査の実施				
小児がん患児が通院治療に切り替わる場合の 退院時に本人、家族、 医療従事者と学校関係 者等の連携方法につい て検討する		退院後の治療、通園、 通学に関す	平 成	患児・家族	・医療機関、学校との連	直携				
	_	る学校等との連携体制の整備	交等と 年 携体制 度	学校	・患児・家族、医療機関	との連携				
	0)登			医療機関	・患児・家族、学校との連携					
				評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				_						
事 業 内 容	現状	目標	期限	主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
					・患児や家族への治療後	 後の健診、サイコオンコロミ	建診、サイコオンコロジー、相談窓口の周知方法を検討			
				県		・県拠点病院での精神 腫瘍学研修会の開催				
患児や家族への治療後 の健診、サイコオンコ		治療後の相	平 成 24	医療機関	・患児や家族への治療後	後の健診、サイコオンコロミ	ジー、相談窓口の周知方法	を検討		
ロジー、相談窓口の周 知方法を検討する	_	一 談窓口の周 知	24 年 度	(拠点病院)		・県拠点病院での精神 腫瘍学研修会の開催				
				評価指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				_						

## 愛知県がん対策推進計画アクションプラン

〜愛知県がん対策推進計画を推進するための愛知県の主な取組〜 平成 2 2 年 3 月

愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

₹460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6271 (ダイヤルイン)

FAX 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 1 7 E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

URL http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/